

# 神戸市個人情報保護審議会 第8回 制度審議部会

## 議 事 録

- 1 日 時 平成16年7月16日(金) 午前10時~
- 2 場 所 神戸市役所1号館 23階 A 2会議室
- 3 出席者
  - ・神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会委員(50音順・敬称略)  
荒川 雅行、西村 裕三、松浦 克彦、三原 敦子、山下 淳
  - ・事務局  
市民参画推進局次長 川野 理、市民参画推進局参事 杉本 和夫 他
- 4 議 題
  - ・非開示理由について
  - ・開示請求等の手続規定について
- 5 会議資料 別紙のとおり
- 6 傍聴者 0名

## 1 非開示理由について

### (1) 評価等情報について

- ・ 今回の事務局の基本的な考え方としては、生命等保護情報を維持した上で、信頼関係を保護するという評価等情報も個人情報保護制度特有の問題が残ると考えられるので、評価等情報は残してはどうかと提案されている。
- ・ 様々な情報を事務事業執行情報で読むという取扱いをするよりは、必要な非開示理由は必要なものとして残しておいた方がいいのではないかと。  
本人開示が原則なので、非開示理由は余りない方がいいというのはそのとおりだ。
- ・ 事務事業執行情報でも対応できるし、生命等保護情報でも、ほかの非開示理由の解釈運用で対応できる場合もある。しかし特に教育にかかわる指導要録や内申書というようなものの開示請求においては、やはり個人情報特有のものがあるような気がするので、評価等情報という既に現行条例にある非開示理由を、そのまま残した方が運用し易いのではないかという趣旨の意見だが、いかがか。
- ・ 結論的に残していいと思う。危惧するのは、内申書とか、カルテとかに関して、本人情報は本人に対してオープンにすべきという流れになっており、これは大事にしなければならぬと思う。しかし単に評価等情報だということでは非開示にならないようすべきだ。
- ・ 指摘はまさにそのとおりだと思うが、こういう規定の仕方そのものが実際の運用にかかわってくる気がする。

事務局 現行の個人情報保護条例に実施機関の開示義務を明確化したい。

評価等情報は、開示することが適切でない認められるのは次の場合で、個人情報保護の手引きに3類型ほど規定がある。1 つに、「個人情報を開示すると悪影響、あるいは記録作成者との信頼関係を損なう、あるいは記録作成者が正確な情報を記録できなくなる場合。」とあがっている。

民間病院の患者カルテは医者と患者との関係が出ている情報である。神戸市に、開示請求があった場合、医者と患者との信頼関係があるにもかかわらず、神戸市が一方的な判断で公開できるということになれば、関係者の信頼関係を損なうという問題も出てくることも考慮し、例として入れている。

- ・ 生命等保護情報における人とは誰なのか、評価等情報における個人は誰なのか。前回の説明では評価等情報における個人は、請求者もしくは本人、請求者が法定代理人の場合には本人という意味ということだった。生命等保護情報の場合は、この人というのは、評価等情報、例えば、今の信頼関係の保持のために非開示とすべき情報があることは理解ができる。しかしそうすると、信頼関係保持という観点と、生命等保護との関係が、先ほどの説明だと、生命等保護情報についても私立病院の診察結果等についてよくわからない市が発言をすると私立病院から信頼が損なわれるというような説明があったかと思う。評価等情報、もしくは生命等保護情報で非開示とするのであれば、もう少し整理をした形で、かつ事務事業執行情報ではカバーしきれない部分というのを、運用の問題だけではなくて、もう少し文言上も明確にした方がいいのではないかと思う。
- ・ 非常に重要な指摘をいただいた。確かにこの評価等情報と生命等保護情報の例が似ており、同じカルテの事例が挙がっているから、これは評価等情報を独自に残す理由とし

ては少し弱いのではないか。

事務局 評価等情報は、適切な指導ができなくなるという点にウエイトがあるように思う。前回の説明で、生命等保護情報の中の人というのは、社会全般の人だというようなことを申し上げたが、これは本人にとって悪影響のあるような場合、例えばカルテで難病だということを知って、今後の生きる力を失うといった生命、身体等に非常に悪影響のある当該個人の生命、身体に影響のあるような場合も保護しようと考えているのではないかと思う。

ある程度オーバーラップする面があることは確かだが、評価等情報というのは、もちろん信頼関係にウエイトがあるという理解でいるが、条文にあいまいなところがあるのかもしれない。

- ・ 非開示理由の類型についての整理をしているのだが、いま問題になっているのは、それぞれの非開示理由について、どういう場合を想定しているのか、あるいは、どういう解釈・運用を想定しているのか、そういう説明が欠けているので、どういうふうに考えていいのか我々も困っているというところだ。

評価等情報は、どういう場合を想定して生命等保護情報と住み分けをしているのかというところの区別が明確にならない。むしろ、趣旨とか、運用の整理を文章でした方がよいのではないか。条文だけ挙げられても議論しにくい。

- ・ ただ、文章で表現するのがなかなか難しいというか、あるいはそれほどの具体例が想定しにくいというところがある。

事務局 例については、他都市の答申を参考にしたが、大体このような表現が多い。ただ、人の定義とか、個人の定義は今後の検討の中で明確にしていく必要があるのではないか。

- ・ 難病のカルテは、評価等情報の解釈運用で出された事例だという気がする。先ほど、信頼関係との説明があったが、従来だと評価等情報の事例として出された事例だと思う。やはり、この生命等保護情報で使われている人の生命云々というところの人というのが、一般的な人を指しているというのは不自然な解釈のような気がする。

以前でも、確かこの人の中に個人情報保護条例の場合は請求者本人も含めて考えていたという議論があった。

本人を含めて考えれば確かにここに挙がっているようなカルテの例も考えられるということにはなると思うが、ただ、評価等情報を残すのならそれを本人は含まないという形にしないと、それぞれの所在というものがきちり説明できないような気がする。

事務局 検討して適切な例を報告したい。

- ・ 評価等情報と生命等保護情報の関係については、ここで一旦おきたい。ほかの点でいかがか。

## (2) 第三者情報について

- ・ 個人情報と法人等情報に分けるということだが、これは情報公開条例の非公開理由にあわせるという趣旨なのか。事業を営む個人の当該事業に関する情報は法人等情報で、事業を営む個人の当該事業に関する情報は個人情報で対応しているということなのだが、これは現行条例の考え方を変えるということになるのか。

事務局 事業を営む個人の当該事業に関する情報は個人情報として保護する原則は変えないが、ただ、事業を営む個人の当該事業に関する情報と、法人・団体等の事業活動に伴う情報とはその性格がよく似ている点もあり、法人等情報のところで判断するというのがいいのではないかという考えである。

事業を営む個人の情報については、明確に分離できないという性格もあり、個人情報保護条例の保護の対象とすることは変えるつもりはないが、法人等情報と事業を営む個人の事業情報というのは同じような観点から評価できるのではないかということで、分けるのがいいのではないかという趣旨だ。

- ・ 情報公開条例の方は、個人事業者の情報については出発点が違っていただけではないか。

事務局 明らかに個人事業者の場合は、法人等情報ということになると思うが、個人事業主の場合は、これは個人に関する情報なのか法人に関する情報なのか判然としない場合もあるのではないか。

こういった場合については、個人情報で対応できるのではないか。

- ・ 区別をしないというのが現行条例の建前ではないのか。個人情報保護条例は個人事業者について事業情報と個人情報との区別がし難いからしないという出発点だったような記憶がある。
- ・ 区別していないものを情報公開条例に合わせて区別した方がいいのではないのかということだろう。

事務局 任意的意見聴取と義務的意見聴取があって、第三者の情報であってこれを開示するとき、公益上の必要により開示しなければならないというような義務的な開示、義務的意見聴取規定があるが、ある程度整合させると考えるべきなのかどうなのということがあり、この2つに切り分けてはどうかと考えている。

- ・ 個人情報と法人情報、意見聴取に対して義務的なものと任意的なものに分かれると思うが、それはどう分かれるのか。

事務局 資料8 - 3だが、個人情報ということで、情報公開条例のところの(1)だが、特定の個人が識別され云々であって、次に掲げるものとあり、なお、個人の権利、利益を害すると認められる情報ということで、括弧書きの中に、いずれの場合も人の生命、身体、または健康を保護するため公にする必要があると認める情報を除くということで、人の生命、身体、健康を保護するため開示することが必要であるというような場合は、義務的な意見聴取ということで、当該第三者の意見を聞くような手続があると思う。

この受け皿の関係で、義務的意見聴取と任意的意見聴取の規定を明記したいと考えており、この義務的意見聴取とセットで考えている。

- ・ 人の生命、身体、健康を保護するために公にすることが必要であると認められるものを除くというのは、この情報公開条例では、個人情報と法人情報いずれにも入っているが。今の説明は個人情報と法人情報を区別しなければいけない理由にはなっていないのではないか。

事務局 当該本人情報については開示だが、当該第三者の開示の範囲というのは、個人と法人の場合、保護の程度が違うのではないかということが一つ大前提としてあり、情報公開条例の方は2つに切り分けている。

現行条例では第三者ということで個人も法人も同様に正当な権利利益を侵害する恐れ

があるという形になっている。切り分けした方がいいのではという思いがある。

- ・ 情報公開条例との整合性というようなことになるのか。

基本的な考え方のところ、例として店舗兼自宅において事業を営む個人の電話番号の例があるが、この例は区別できない例として挙がっているように思う。

事務局 個人事業主の情報というのは店舗の所在地という場合は事業情報になるし、そこに住んでいるという場合は個人情報になるのではないだろうか。

- ・ そういう取り扱いをしないというのが現行条例ではなかったのか。現行条例は切り分けが難しいからひっくるめて個人情報にすると。ところが、法律の方が個人事業者について、法人等情報か個人情報かのどちらかに分けられるという前提から議論が出発している。

今の現行条例が前提としている個人事業者について法人等情報と個人情報に分けるといふに原則を変えるのかということだ。そもそも個人事業者の個人情報の取り扱いについての原則のところから変えるのか、それともそこは変えないのかという、そもそも論のところから市の考え方がわからないので聞いている。

事務局 原則は変えないが、明確に個人情報でないとわかるような事業を営む個人の情報については、個人情報ではなく法人情報というような考え方もできるのではないかと。

- ・ 個人事業主の当該事業に関する情報も個人情報に含めると、手引きにはっきりと書いてある。これは個人事業主の場合、当該事業に関する情報と個人に関する情報と区分することは困難であるためということで、現行条例はこういう考え方に立って個人情報と法人情報を区別する際に困難だからということで区別していないというのが基本的考え方ようだ。これは基本的には個人情報の取り扱いをどうするかということにかかわってくる問題が含まれていると思うように思う。
- ・ 明らかに個人事業に関する、だれが見たって明らかに事業に関するものだというのは、これは法人等の事業情報と同じように扱うという考え方にするというなら、それはそれで一つの考え方かなとは思ふ。これはむしろ手引きにも書かれている原則に絡むことだと割り切った方がよくないか。

どちらか区別がつきにくいものは個人情報として処理すると、あいまいな場合には個人情報として処理するようにするが、個人事業主についても法人等情報と個人情報に分けると。ボーダーのところは個人情報としてできるだけ処理するという、そういう原則を今指摘したのだから。

そういうふうな原則を変えるという方がすっきりする。原則と例外がわからなくなってしまうか。

- ・ これは第三者情報等に関する義務的意見聴取の規定を置く場合、ここで分けておかないといけないのか。

事務局 これが前提条件になってくるのではないかと思う。

- ・ 要するにセットの関係になっているところだからか。
- ・ 個人情報の定義、開示請求の手続のところにもかかわる問題であるので、その辺を十分踏まえて、改めて今の点を確認したい。

### (3) 審議検討情報について

- ・ 審議検討情報は、情報公開条例に規定があって、現行の個人情報保護条例の方には規定がなく、個人情報保護条例の場合も必要ではないかという指摘があった。情報公開条例では、改正前の公文書公開条例のときから審議検討情報というのは非公開理由としてあった。公文書公開条例、情報公開条例はずっと昔から審議検討情報の規定を置いてきたのだが、個人情報保護条例は最初からそういうのを想定していなかった。だから、情報公開条例にあるからというのわかるが、個人情報保護条例をつくる時に、公文書公開条例の方にはこういう規定があるけれども、個人情報保護条例の方には必要ないなという判断をしたのではないのか。あわせるという理由は弱いのではないか。

事務局 カルテや内申書が多いのではと考えていた。平成10年か11年に、用地買収の交渉記録の自己情報の開示請求をされたケースがあった。

交渉記録は、双方のやりとりだけであれば全部開示だが、本件には用地買収の予定価格という情報が含まれていた。この予定価格という情報は、事務事業執行情報の交渉等にかかわる事務だということで非開示となった。今後、更に交渉記録や打ち合わせ記録の開示請求が出てくれば、例えば、将来のバス路線の構想や将来の計画などが入っている可能性があると思う。これを設けたらどうかという思いがある。

- ・ 今の説明で、予定価格がどうして個人情報になるのか。それは個人情報とは関係のない話ではないか。

事務局 切り分けができない面がある。交渉記録の中で、ここは個人情報部分だが、ここは関係ない部分だということで交渉記録を切り分けして、個人情報の部分だけを開示する、それ以外の部分は個人情報と関係ないので、請求の対象外になるというような運用をしていけば買収予定価格は請求の対象外になるのかもしれない。今の運用では、本人の交渉記録ということであれば、交渉記録を全部特定してから、開示非開示の検討を行う。特定された文書中に交渉記録、買収予定価格とか、新線の構想といったものが記録されている可能性がある。

- ・ 情報公開条例ならともかく、個人情報の場合、そういう公文書単位で特定云々という話が出てくるのかなという気がする。切り分けが難しいという場合があるというのは、そうなのかとしか言いようがない。用地買収交渉記録であれば切り分けが難しいということか。

事務局 そういう場合もある。交渉記録単独の場合は専ら双方のやりとりだけだから全部公開できるが、交渉記録に別途当局の今後の方針とか見解というのを添付して、上司に報告するようなケースもあるので、それもあわせて特定する。

- ・ 今後の方針云々というのは、それこそ審議検討情報の話とは違うような気がする。別の非開示の話だろうと思う。

事務局 未公表の検討中の道路の拡幅計画や新線計画、そういったケースがあり得る。

- ・ 法律が出されて、情報公開条例制度と個人情報保護制度、両制度の整合性が盛んに強調される。先ほど評価等情報というのが個人情報保護制度に問題があったというのがあったが、やはりそれらの制度にこういうような問題があって、両者の整合性だけを強調しているとうまく説明がつかないのではないか。

基本的には、同じ公開ということでも情報公開制度の場合は一般公開であって、その

請求の仕方も公開請求という形だが、個人情報保護制度の場合は開示というのは極めて例外的な場合で、本人に対する場合にはプライバシーの侵害の恐れがないからということとで開示する。極めて例外的な場面だ。

その例外的な場面と原則公開の場面とを一緒にして整合性だけを強調して議論をすると、矛盾が出てきそうな気がする。

現行条例をつくる時に、個人情報保護制度の問題としていろいろ議論をされて、そういう場面でこういう意思形成過程情報というようなものが個人情報とのかかわりが出てくる場面というのは情報公開制度には余り考えられないのではないかというふうな議論でもあったのかなという気がする。

- ・ 事務事業執行情報で非公開というのはわかる。例えば用地買収等の交渉記録の自己情報の開示請求があって、用地買収の関連云々綴りというような文書を特定して、その中に未公表の道路の計画が書いてあれば、審議検討情報ということでその部分は非開示にするという取り扱いをするということなのだろうと思う。しかし、そもそもそういう部分は個人情報と関係なく、請求されている範囲の特定のところで対応できるのではないか。切り分けが難しいということだが、実際どんな形の綴りになっているのかわからないから何とも言いようがない。
- ・ 本人開示ができるかどうかという問題で、切り分けが難しい云々ということで、この審議検討情報というのを新たに設ける根拠としては弱のではないか。

現行規定がないところに設けるだから。審議検討情報の必要性をしっかりと文章で書ける形で示さないと。両制度の整合性だけを強調するのではなかなか難しいところがある。

交渉という言葉は、情報公開条例の方では事務事業執行情報のところのイのところにも契約時交渉という言葉が入っている。交渉云々ということなら事務事業執行情報で対応できる面もあるのではないか。

事務局 先ほどの想定事例を説明すると、行政の担当者が地主との交渉経過をまとめた報告書の中に、地主の主張に加えて当該地域の道路計画の構想が記録されていた。当該報告書中に審議検討情報の道路の通るコースの情報が出ているので、意思形成過程の情報だが、現行では非開示理由がなく、開示になってしまう。そういう事例を想定している。

- ・ 今までそういうケースというのはあったか。

事務局 事例があったわけではないが、道路の計画が出てきたらどういう形で非開示にできるのかを考慮すれば、非開示理由を設けたいということだ。

- ・ 事務事業執行情報には該当しないのか。あるいは、逆に事務事業執行情報の、例えば、ウの道路計画構想調査段階資料という例も挙げているが、事務事業執行情報でカバーできると考えられるのではないか。
- ・ 審議検討情報は新たに非開示理由として追加するわけだが、最終的な答申を考えたときに、情報公開条例にあるから設けたなどというのは理屈にならない。この非開示理由は必要だという実質的な理由づけを我々としても出さないと説得力がない。ある程度しっかり実質的な必要性というのを示さないといけない。今の例だと、事務事業執行情報で対応できるのではないかということになれば、あえて審議検討情報を置かないで事務事業執行情報のところに対応できないかという議論もあり得ると思うので、さらに検討

した方がいいのではないか。

事務局 他の非公開理由で対応できるものであれば新たに設ける必要はないと考えている。検討したい。

- ・ 検討課題としたい。非開示理由に関してその他の点で意見はいかがか。
- ・ 今の審議検討情報に関連して、市民の間に混乱を生じる情報だから開示しないというのは、よくない感じがする。要するに、混乱は生じてもいいわけだ。その点は理由になり得ないと思う。
- ・ 私も基本的にはこういう非開示理由はいらないと思っている。情報公開制度の発展というのを見た場合に、最初は法務省の公開から始まって、そこから会議の公開まで制度が進んでいるという流れがある。そういうことを考えると、意思形成過程情報はなくなっていく面があるのではないか。非開示理由については一応ここで終わりたい。

## 2 開示請求手続について

- ・ 開示請求の手続について意見を伺いたい。
- ・ 存否応答拒否については、不服申立の答申のところに関連する議論をした。最終的な答申では、既に個人情報保護の審査会の不服申立の案件についてこういう処理もしているということをしっかり踏まえての議論、条例改正だという形にしたい。公文書公開制度より、むしろダイレクトに個人情報保護の問題については既に議論があった。

それと2つ目だが、裁量的開示に関しては特に入れないということで、あえて議論をしなくてもいいということか。

事務局 裁量的開示は、情報公開条例の検討時に、非公開であるにもかかわらず高度な行政上の判断で公開するというような場合が果たしてあるのかどうなのか、議論していただいた。結局は具体例も想定できないし、非公開であるにもかかわらず高度な裁量的判断によって公開するというのはなかなかわかりにくいというような議論もいただいた。

個人情報保護条例でこれを考えるとどうなるのか、これも具体例が思い浮かばないようなこともあり、これは規定しない方向で今のところ考えている。

- ・ 第三者情報の義務的意見聴取の考え方はわかったが、これを規定するとすれば法人等情報と個人情報をやっぱり分けないといけないか。そのところのつながりというのは、少し説明して欲しい。

事務局 一つには、第三者の権利、最終的には不服申立あるいは訴訟参加できるような規定もあり、セットになるような整備ということで個人と法人に分けて考えた。

- ・ そうではなくて、ここでいう第三者というのは、個人も法人も両方含まれて、法人の場合も反対意見書を出せるのだろう。

事務局 第三者の中に法人も含まれている。

- ・ どこが違うのかよくわからない。
- ・ 先ほど、個人情報と法人情報を区別する必要がある根拠として第三者に対する義務的意見聴取の規定を設けると、観点があるという説明が事務局からあったと思うが、そのことについての説明がもう一つよくわからない。
- ・ 分けないと実際に困るのか、困らないのか。



事務局 分けた方が個人と法人等情報の義務的開示で要件が明確になるのかなという思  
いだけだ。

私の情報を出してもらっては困ると、当該法人情報を出してもらっては困るというよ  
うな主張で、今後不服申立等で争われていくのだから、その判断基準として、その意見  
書を出した方の主張が果たして適正なものかどうなのかということ判断する際に、個  
人と法人の非開示情報を明確に切り分けておいた方が判断しやすいのではないかという  
感じを持っている。

- ・ 任意的意見聴取、義務的意見聴取というのは、情報公開条例の条文を見ても、2項の  
方は要するに当該情報が人の生命、身体、または健康を保護するため公にすることが必  
要であると認められる場合には義務的に必ず聞かないといけない。

このことが実質的な理由で、そういう人の生命云々に関連して公にすることが必要だ  
と、そういう強い公開事由がある場合にはやはりしてもらっては困るという、第三者に  
対してやはりしっかりと意見聴取して、それを聞いた上でそういった判断をする必要が  
あるということだから、その違いとすると、情報公開条例自体も個人情報と法人等情報  
の定義規定のところにはちゃんと項目が両方入っているので、何も個人情報と法人情報  
の違いということで任意的か義務的かということがリンクしないのではないか。

- ・ 任意的か義務的かというのは、これは義務的というのは人の生命、身体、または健康  
を保護するために公にすることが必要であると認めて公にするから、する前に義務的に  
聞くというだけのこと、要するに第三者の利害にかかわるからというのであれば、こ  
れは任意的な方で聞くという形だから、そういう意味では任意的か義務的かという話は  
生命、身体、健康を保護するために公開するというのだから、聞くというだけだろう。  
そういう意味では、この第三者の利害をどう配慮するかという話はまた別の話だとい  
う気はする。
- ・ 生命とか健康にかかわる場合には、必要だと思う。これは個人だろうと法人であろう  
と同じだ。
- ・ どちらにしても、こういう場合にこういう理由で公開する前に意見書提出する機会を  
義務的に与えるというのは、第三者情報のままだも、個人情報と法人等情報に分けた場  
合でも必要だ。

ただ、この資料の8 - 3の個人情報と法人等情報に分けるという8 - 3のところだが、  
情報公開条例が真ん中にあるが、情報公開条例の特にイのところ、(1)(2)でそれ  
ぞれア、イとあるが、イは実施機関の要請を受けて公にしない条件で個人から任意提供  
されたもので、法人等の場合にはニュアンスが違うことが書いてあるから。

ここが違うのだが、あとは公にしないことが正当であると認められるという個人情報  
か、あるいは競争上の地位その他正当な利益に関わるかという、この違いだけだ。

この区別を書きたいということか。

事務局 今、情報公開条例の10条の第1号が開示請求者以外の個人情報と、2号が法  
人等情報とあって、アはプライバシー情報ということで当然必要だし、イの任意提供情  
報についても必要かなと考えている。表現は個人情報保護条例の条文の文言としてどう  
なのかという点はあると思うが、表現できればと現在考えている。

- ・ 任意提供情報についても書くということか。

事務局 そうだ。

- ・ この規定をそのまま持ってくるということか。

事務局 個人とか法人、特に個人からこの情報を非開示にして欲しいということで、これを行政機関が了解して取得した情報があって、それに開示請求があった場合、当該個人との信義則があるので、(1)のAに加えてイのような規定を設けておく方がいいのではないかという思いがある。

- ・ 記憶がないが、個人情報の場合と法人等情報の場合とで、イの規定を区別したのはどのような理由だったか。

事務局 この(1)のイは情報公開条例の検討のときに、やはり市民との信義則があるだろうということで、要望書や資料を非公開にしてほしいという申し出があって、これを行政が了解した場合、信義則の関係があり、非開示とすべきであろうというような議論があった。

(2)の法人等情報の中のA、イがあるが、イについては、国の情報公開法にならった規定である。このような法人等情報においても、法人等、個人における通例として公しないようなこととされているその他の条件云々と、これを設けるというような議論があった。個人からも同じような形で要請を受けて行政が取得した情報については同じように出せないだろうということで信義則の関係があるということでこのイもあわせて規定をしたという経緯がある。

- ・ 情報公開条例の改正のときにどういう議論をしたか正確に覚えていないが、このイは公文書公開条例(2)の任意提供情報に関する規定の修正という形になっているのか。

事務局 任意提供、法人の方にも適用するという議論もあって、任意提供情報ということで非公開にできないだろうということで、国の情報公開法にある程度ならって、(2)のイのような形に規定した。

- ・ このイの部分は現行条例にないのは、公文書公開条例のときは任意提供情報という形であったものをいわばこういう形で修正したが、個人情報保護条例の場合には、これまでこういう非開示理由はなかったものを追加する形になる。

事務局 そうということになる。

- ・ 情報公開条例(1)のイ及び(2)のイについては、個人情報保護条例には従来なかった非開示理由であり、単に情報公開条例に合わるというだけでなく、新たな非開示理由が加わる。
- ・ 今まで個人情報で任意提供情報が入っている案件の開示請求というのはあったか。もしあったら、それはどういう処理をしたのか。

事務局 任意提供情報だとはっきりするようなもので対象となったケースはなかった。

- ・ これまではそういうことだな。
- ・ 従来、法人情報に関する規定は何もないと、特にこういう法人情報に関して配慮する規定がつけ加わった形になる。
- ・ この手続の方に話を戻せば、第三者に対する義務的意見聴取、生命、身体、健康を保護するため義務的開示を行う場合には、開示する場合には意見聴取の手続をとることを義務づけるという点については、これ自体は特に個人情報なのか法人等情報なのかとは関係なしに、これは妥当なのではないかと思う。両方がどうつながるのかわかりにくい。

事務局 手前のところで。

- ・ 手前のところで、手続としてこれはこれで必要だろうと思う。

事務局 法人等情報、第三者情報のところを整理したい。

- ・ 法人等情報として、法人情報についてやはり配慮をする規定が必要なのだという理由づけがないと、こういうものをつけ加えることがうまく説明できないような気がするが、その点また検討して欲しい。引き続き次回に審議したい。